

中小企業税務対策（改訂継続）

1 法人税関係

① 役員の定期同額給与の減額改定を行う場合の要件となっている業績悪化改定事由の見直しをしていただきたい。

（理由） 現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業を取り巻く経済状況は厳しさを増している。これらを踏まえて、役員給与の減額は、利益調整ではなく、企業の存続のためにやむを得ず減額するケースが多いと思われるので、柔軟な取り扱いができるよう見直しが必要である。

2 消費税関係

① 令和5年10月1日導入予定の「インボイス制度」の導入を延期していただきたい。

（理由） インボイス制度が導入されると、免税事業者は適格請求書等が発行できないため、課税事業者との取引が阻害される可能性がある。

新型コロナウイルスの感染拡大により経営が苦しくなっている小規模事業者は、課税事業者を選択して「納税負担」と「手間作業負担」を強いられることになる。

小規模事業者を免税扱いすることについての問題もわかるが、コロナ禍で苦しい時なので、もう少し先延ばししていただきたい。

2年間程度の先延ばしをお願いいたします。

3 所得税関係

① 所得税の申告書提出期限を3月31日までに延長していただきたい。

（理由） 現在、所得税の申告期限は、毎年3月15日であり、個人の消費税の申告期限は3月31日となっている。

令和元年分から令和3年分の申告期間は、新型コロナウイルスの感染拡大により1カ月の延長措置がとられた。申告期間が始まってからの措置であり、税務署への来署も予約制をとるなどの措置を急遽行った状況にある。

新型コロナウイルス感染の終息には数年を要するといわれており、終息までの当分の期間は、あらかじめ申告期間の延長を決定しておいてほしい。

所得税及び個人の消費税の申告期間を一致させることで、納税者の理解も得られやすいと思われるので、できれば恒久的に変更していただきたい。

4 相続税関係

① 贈与税の基礎控除の引き上げおよび税率の緩和並びに子育て世代への税率を緩和していただきたい。

（理由） 高齢者層に遍在しているという個人資産の移転を図る観点から、贈与による移転をしやすくし、経済的効果を図るためにも基礎控除を引き上げるべきである。併せて、子育て世代への贈与税の負担を緩和するための税率引き下げを

考慮していただきたい。

5 地方税関係

①すべての公益法人・NPO法人・宗教法人等に対する法人市県民税の均等割の課税を実施していただきたい。

(理由) 現在、公益法人等に対しては、その法人が収益事業を行っていない限り国税・地方税とも非課税となっている。

しかし、公益法人等は所在する地域において多くの経済的恩恵を受けていると思われる。一般の法人が事業損失を計上しても市県民税の均等割を納付しなければならないという現行税制から鑑みても公益法人等の市県民税の均等割課税は早急に検討すべきと考える。

6 印紙税関係

①印紙税法を廃止すべきである。

(理由) 印紙税は、特定文書の作成に対して課税されるものであるが、電子商取引が普及して電子決済が進んでいる現在、紙により作成された文書には課税し、電子文書には課税しないのは不公平であるので、廃止すべきである。